

信州健康ゼロエネ住宅助成金交付取扱要領

(趣旨)

第1 この要領は、信州健康ゼロエネ住宅助成金交付要綱（以下「要綱」という。）第32の規定により、必要な事項を定めるものとする。

(知事が別に定める基準)

第2 最低基準 要綱第2第7号において、「知事が別に定める基準」は、次の各号のいずれにも適合するものであることとする。

(1) 外皮平均熱貫流率が下表に掲げる数値以下であること

地域の区分	2	3	4	5
外皮平均熱貫流率 (W/m ² ・K)	0.4	0.5	0.5	0.5

(2) 省エネ基準省令に準拠した評価方法により、再生可能エネルギー等を除き、設計一次エネルギー消費量が、基準一次エネルギー消費量から20%以上削減されていること。この場合において、エネルギー計算は、空調（暖房・冷房）、給湯、換気、照明に係る各設備に関する一次エネルギー消費量に限定し、「その他一次エネルギー消費量」は除く。（以下、第2項、第3項及び第6において同じ）

2 推奨基準 要綱第2第8号において、「知事が別に定める基準」は、次の各号のいずれにも適合するものであることとする。

(1) 外皮平均熱貫流率が下表に掲げる数値以下であること

地域の区分	2	3	4	5
外皮平均熱貫流率 (W/m ² ・K)	0.28	0.28	0.34	0.34

(2) 設計一次エネルギー消費量が、基準一次エネルギー消費量から20%以上削減されていること。

3 先導基準 要綱第2第9号において、「知事が別に定める基準」とは、次の各号のいずれにも適合するものであることとする。

(1) 外皮平均熱貫流率が下表に掲げる数値以下であること

地域の区分	2	3	4	5
外皮平均熱貫流率 (W/m ² ・K)	0.2	0.2	0.23	0.23

(2) 設計一次エネルギー消費量が、基準一次エネルギー消費量から20%以上削減されていること。

(知事が別に定める木材)

第3 要綱第2第10号において、「知事が別に定める木材」とは、県内で産出されたものであることを証明できる木材とする。

(知事が別に定める設備)

第4 要綱第2第11号において、「知事が別に定める設備」とは、次の各号に定めるものをいう。

- (1) システム容量 3 kW 以上の太陽光発電システム（ただし、固定価格買取制度により売電を行う場合は、全量買取方式を除く。）
- (2) 信州型ペレットストーブ又は一般財団法人日本燃焼機器検査協会の認定を受けた木質ペレットストーブ
- (3) 欧州規格（en）に適合し、又はアメリカ合衆国環境保護庁（E P A）の認定を受けた木質ペレットストーブ又は薪ストーブ
- (4) 二次燃焼により排煙を減少させる機能を有する薪ストーブ
- (5) 集熱面積 4 m²以上の太陽熱利用給湯システム
- (6) 屋外又は屋内に固定されている、蓄電容量が 4 kWh以上である定置型蓄電設備（未使用品であるものに限る。）
- (7) 充電容量 3 kW以上及び放電容量 3 kW以上の V 2 H 充放電システム
- (8) クローズドループ又はオープンループの地中熱ヒートポンプシステム

（知事が別に定める伝統技能）

第 5 要綱第 2 第 12 号において、「知事が別に定める伝統技能」とは、次の各号に定めるものをいう。

- (1) 左官仕上げ

40 平方メートル以上の壁面を、外壁の場合はモルタル塗、漆喰塗、その他のこて塗仕上げとし、内壁の場合はモルタル塗、漆喰塗、土壁塗、じゅらく塗、珪藻土塗その他のこて塗仕上げとするもの

- (2) 瓦ぶき

主要な屋根の過半に、国内で生産された粘土瓦を、瓦屋根標準設計・施工ガイドライン（一般社団法人全日本瓦工事業連盟他発行）に基づいて施工するもの

- (3) 木製建具

県内に本店を置く建具業者が製作した木製建具（框戸、格子戸、障子、襖戸、欄間）で見付面積 5 平方メートル以上使用するもの

- (4) 畳

県内に本店を置く畳業者が製作した畳（置き畳を除く。）を 6 畳以上使用するもの

（知事が別に定める補助金等）

第 6 要綱第 8 及び第 21 において、「知事が別に定める補助金等」は、次の各号に定めるものをいう。

- (1) 国及び県が実施する補助金及び交付金のうち、対象となる工事箇所が本助成金の対象となる工事箇所と明確に区分できるもの
- (2) 市町村が実施する同種の補助金のうち、国庫補助金を財源としないもの

（知事が別に定める地域条件等）

第 7 要綱別表第 1 において、「知事が別に定める地域条件等」は、地域や敷地の日照条件により、太陽光発電設備の設置が難しい場合や、住宅街等における排煙等、

木質バイオマス設備の設置が好ましくない場合等とする。ただし、上記設備が設置可能な地域条件である場合には、将来的に同設備を設置することを含むものとする。

(知事が別に定めるゼロエネルギー)

第8 要綱別表第1において、「知事が別に定めるゼロエネルギー」は、設計一次エネルギー消費量が、太陽光発電設備及びコージェネレーション設備に係る創エネルギー(売電分を含む)を加えて、基準一次エネルギー消費量から100%以上削減されるものをいう。この場合における設計一次エネルギー消費量は、木質バイオマスを活用した暖房設備を設置・利用する場合においては、併用する暖房設備(エアコン等)のみを利用すると仮定してエネルギー計算を行い、算出した設計一次エネルギー消費量のうち暖房設備に係る設計一次エネルギーの消費量の70%を控除するものとする。

(断熱性能を向上させる工事)

第9 要綱第17において、次の各号に掲げる部位の「断熱性能を向上させる工事」とは、当該各号に定めるものをいう。

- (1) 壁、床、天井又は屋根 当該部位の熱貫流率を、住宅部分の外壁、窓等を通しての熱の損失の防止に関する誘導基準及び一次エネルギー消費量に関する誘導基準(令和4年国土交通省告示第1106号。以下「告示基準」という。)1(2)イの表に掲げる基準値以下とするもの、又は、当該部位の断熱材の熱抵抗を、告示基準1(2)ロの表に掲げる基準値以上とするもの
- (2) 建具 当該部位の熱貫流率を告示基準1(3)イの表に掲げる基準値以下とするもの

(断熱性能が確保されている建具)

第10 要綱第17において、「断熱性能が確保されている」とは、リフォーム工事着手前において、告示基準1(3)イの表に掲げる基準値以下であることをいう。

(床の段差を解消する工事)

第11 要綱別表第5において、「床の段差を解消する工事」とは、床の段差がある部分に勾配が12分の1以下の傾斜路を設けるものをいう。

(出入口の幅を拡張する工事)

第12 要綱別表第5において、「出入口の幅を拡張する工事」とは、出入口の通行上有効な幅員を750mm以上とするものをいう。

(十分な面積を確保する工事)

第13 要綱別表第5において、次の各号に掲げる部分の「十分な面積を確保する工事」とは、当該各号に定めるものをいう。

- (1) 便所 短辺長さを内法寸法で1,100mm以上かつ長辺長さを内法寸法で1,300mmとするもの、又は、洋式便器の前方及び側方について便器と壁の距離(建具の開放により確保できる部分を含む。)を500mm以上とするもの
- (2) 浴室 短辺長さを内法寸法で1,400mm以上かつ面積を内法寸法で2.5平方メー

トル以上とするもの

(知事が別に定めるもの)

第 14 要綱別表第 3 及び第 7 において、「県産木材であることを確認するものとして知事が別に定めるもの」とは、製材工場等、工事請負者に納品する者が、山林から製材工場等までの木材の流通経路を確認したうえで発行する「県産木材出荷証明書」とする。

2 前項における県産木材出荷証明書には、山林から製材工場までの経路を証するものとして、次表に掲げる書類を添付するものとする。

原木市場を経由したもの	原木市場（県産間伐材供給センター協議会等）の発行する県産材産地証明書等
原木市場を経由しないもの	(1) 山林所有者、伐採業者等、製材工場に原木を納品する者が発行する産地証明書 (2) 伐採前後の写真

附 則

この要領は、令和 4 年 4 月 15 日から適用する。

この要領は、令和 5 年 4 月 1 日から適用する。

この要領は、令和 6 年 4 月 1 日から適用する。